

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 212 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の改正について」

今回は、2020年3月31日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「本会計基準」という）が公表されました。本会計基準の公表により「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の取り扱いが明確化されました。

（1）開示目的（本会計基準第4-2項、第44-2項及び第44-3項）

重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことにあります。この開示目的は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、会計処理の原則及び手続を採用するときも同じであるとしております。なお、本会計基準は、重要な会計方針に関する注記における従来の考え方を変更するものではなく、関連する会計基準等の定めが明らかな場合における取扱いに関するこれまでの実務を変更することを意図するものではないことに留意する必要があります。

（2）関連する会計基準等の定めが明らかでない場合（本会計基準第44-4項及び第44-5項）

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合をいいます（本会計基準第4-3項）。そのため、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続には、例えば、関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるものが該当すると考えられます。

なお、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかでないものの、参考となる既存の会計基準等がある場合に当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続を採用したときも、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に含まれることに留意する必要があります。

また、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）も含まれます。そのため、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続には、業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続のみが存在する場合で当該会計処理の原則及び手続に重要性があるときも該当すると考えられ、これには企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理の原則及び手続が含まれることとなります。

(3) 適用時期及び経過措置（本会計基準第 25-2 項及び第 25-3 項）

適用時期等について、次のように取り扱います。

- (1) 本会計基準は、2021 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用します。ただし、公表日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができません。
- (2) 本会計基準では、本会計基準を適用したことにより新たに注記する会計方針は、表示方法の変更には該当しないものの、本会計基準を新たに適用したことにより、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示するときには、追加情報としてその旨を注記します。